

平成24年度さいたま市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	567床
(2) 年	間	入院患者数	167,623人
(3) 年	間	外来患者数	248,920人
(4) 一	日	平均入院患者数	459人
(5) 一	日	平均外来患者数	1,016人
(6) 主	要	な建設改良事業	
		市立病院ESCO・防災エネルギーセンター更新事業	事業費
			124,703千円
		医療機器等整備事業	事業費
			408,578千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	13,624,698千円	
第1項	医業収益	12,477,033千円	
第2項	医業外収益	1,147,663千円	
第3項	特別利益	2千円	
		支	出
第1款	病院事業費用	13,624,698千円	
第1項	医業費用	13,217,822千円	
第2項	医業外費用	394,461千円	
第3項	特別損失	5,001千円	
第4項	予備費	7,414千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、743,268千円は過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	372,717千円	
第1項	企業債	132,000千円	

第2項	出 資 金	231,265千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	国庫補助金	1千円
第5項	県補助金	9,450千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	1,115,985千円
第1項	建設改良費	823,844千円
第2項	企業債償還金	292,141千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年 度	年割額(千円)
1 資本的支出	1 建設改良費	市立病院E S C O ・ 防災エネルギーセン ター更新事業	2,592,745	平成24年度	124,703
				平成25年度	724,824
				平成26年度	1,743,218

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
市立病院プレハブ棟賃貸借業務	平成25年度から 平成29年度まで	105,246千円
医療総合情報システム更新業務	平成25年度から 平成29年度まで	1,254,186千円
市立病院E S C O ・防災エネルギーセン ター更新事業	平成27年度から 平成36年度まで	30,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院E S C O ・防 災 エ ネ ル ギ ー セ ン ター更新事 業	73,600千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
医療機器整 備事業	58,400千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 給 与 費 | 6,532,738千円 |
| (2) 交 際 費 | 451千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,504,689千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	核医学撮影装置	一式

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人